

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年7月3日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	寺	澤	和	男
同	小	林	秀	子

## 措置の通知書

平成 23 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>Ⅲ 消費税等に関する問題点</b></p> <p><b>1 特別会計</b></p> <p><b>(2) 駐車場事業特別勘定</b></p> <p>(監査の結果等)</p> <p>イ 帳簿及び請求書等の保存について(指摘)</p> <p>(報告書 41～42 ページ)</p> <p>消費税法で規定されている請求書等の保存年数の通りに保存されていない事例があるので法定の請求書等の保存期間を維持されたい。帳簿については消費税法で規定している期間と整合する保存期間を明示するとともに、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の保存年数について整備されたい。また帳簿を電磁的記録で保存する場合は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「電子帳簿保存法」という。)の承認を受けることを検討されたい。帳簿の保存を7年間としている場合は請求書等の保存は5年間、請求書等の保存を7年間としている場合には帳簿の保存期間は5年間でもよく併せて検討されたい。</p> <p>消費税法第30条第7項において、課税事業者は課税仕入れ等の税額控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等を保存しなければならないと規定し、帳簿については、帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、請求書等については受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間とされている。</p> <p>消費税法第30条第8項では、仕入税額控除の規定を受けるためには、帳簿に次の事項が記載されてなければならない。</p> <p>イ) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称</p>	<p>帳簿及び請求書等の保存については、保存年限の規定を、帳簿、請求書ともに5年間の保存で足りると誤解していたことが原因であった。平成 23 年度よりファイル基準表で、請求書等の支払い書類及び消費税申告に関する書類の保存年限を10年に分類し、消費税法規定の保存年限に対応するよう改めた。また、平成 22 年度以前の文書についても、保存の継続を行い10年の保存年限に対応する。帳簿については、財務会計システムよりデータを出力のうえ、決算書類とともに紙ベースでの保存を行うことで対応した。</p> <p>(監理課)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>ロ) 課税仕入れを行なった年月日</p> <p>ハ) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容</p> <p>ニ) 課税仕入れに係る支払い対価の額</p> <p>帳簿については長野市財務規則により整備されている歳入、歳出の帳簿により準用されている。消費税法では紙ベースの作成と保存を求めており、現状は電磁的記録で作成され保存されている。この場合は別に電子帳簿保存法の承認を受ける必要があり現状の運用では消費税法の仕入税額控除の適用を受ける要件を満たさない恐れがある。</p> <p>請求書等については長野市行政情報取扱規程に定められており、一般文書が該当すると考えられる。文書の整理、保存及び廃棄についてはファイル基準表を作成し、文書はキャビネットに保管するとし、法令その他別に定めのあるものを除き、30年、10年、5年、3年及び1年と定めている。そして文書分類・保存年限の手引（平成10年3月）では別表1において資産の譲渡等又は課税仕入れ等に係る消費税における法令指定（消費税法施行令第71条2）の保存年限を7年としている。</p> <p>請求書等について監査した所、様式第14号平成23年3月31日建設部監理課作成の平成22年度ファイル基準表における保存年限は個別フォルダー別で消費税5年、物品購入3年、委託管理5年、パーキングメーターリース料5年としており、法令指定の保存期間と異なっており適切な管理ではなかった。</p>	

措置の通知書

平成 23 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(8) 戸隠下水道事業特別会計（平成 20 年度） （監査の結果等）</p> <p>ア 課税売上高の計上年度が不適切(指摘) （報告書 60～61 ページ）</p> <p>法非適の戸隠下水道事業特別会計の最終年度の収入未済額は戸隠下水道事業特別会計の課税売上とすべきであり、移管した翌年度の長野市下水道事業の課税売上としたことは、課税売上の計上年度が異なっており適切ではなかった。</p> <p>平成 20 年度の歳入歳出決算では課税売上高となる使用料について調定額が 76,784 千円、収入済額が 67,535 千円、収入未済額が 9,248 千円となっている。消費税の課税売上高は消費税法第 60 条第 2 項を適用し、収入済額を基礎に課税標準額を 64,309 千円としている。そして収入未済額は平成 21 年 4 月 1 日付で長野市下水道事業に移管している。長野市下水道事業では平成 21 年度に入金した未済額を長野市下水道事業の課税売上高とみなし消費税の申告をしている。戸隠下水道事業特別会計の最終年度の収入未済額は平成 20 年度の課税売上とすべきであり、移管した長野市下水道事業の平成 21 年度の課税売上とすべきではないと判断される。</p>	<p>国又は地方公共団体の会計は、予算決算及び会計令又は地方自治法施行令によりその歳入及び歳出の所属会計年度が定められ、これらの規定では歳入は収納基準により、また、歳出は支払基準によることとされる等、一般の民間企業とは異なる会計処理が行われている。</p> <p>監査の対象になった特別会計は、地方自治法の規定に基づき、上記の特殊な会計処理が行われる会計であったが、平成 21 年 4 月 1 日に下水道事業会計へ統合し、地方公営企業法（以下「法」とする。）の規定が適用された結果、これ以降は発生主義に基づく会計処理が行われている。</p> <p>事業統合に伴い法が適用された特別会計に発生した未収金の取扱いについては、次のような諸規定がある。</p> <p>地方自治法施行令第 160 条では「出納閉鎖後の収入は、これを現年度の歳入としなければならない。」と規定している。</p> <p>また、法施行令第 4 条第 1 項では「法の適用の日の前日の属する会計年度は、同日をもって終了し、当該会計年度に属する出納は、その日をもって閉鎖し…」と法の適用日前日で当該会計の出納を閉鎖することが規定されている。</p> <p>したがって、法適用前の会計に係る未収金は、適用日以降の年度に区分、所属すべきものであり、さらに、法施行令第 4 条第 4 項では「法の適用の日の属する会計年度以前の会計年度に発生した債権又は債務に係る未収金又は未払金は、法の適用の日の属する事業年度に属する債権又は債務として整理するものとする。」と規定されていることから、統合された特別会計の未収金は、法の適用日をもって下水道事業会計に発生した未収金とみなし、消費税の経理も同会計で処理されるべきものとする。</p> <p style="text-align: right;">(経営管理課)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>イ 過大調整税額の計算誤り(平成 20 年度の過少申告額 1,059 千円)(指摘)(報告書 61 ページ)</p> <p>控除過大調整税額の計算に誤りがあり修正申告の必要があると判断される。消費税申告書「計算表 5 調整後税額の計算表」(1)課税売上割合 95%以上の場合①調整前の課税仕入等の税額の合計額 4,235,600 円は 5%相当の調整前の課税仕入等の税額を過大に計上していると判断される。正しくは 4%相当の 3,388,486 円が調整前の課税仕入等の税額であり消費税等の計算は下記のようなになる。再計算の結果 1,059,000 円過少申告となる。</p> <p>(表省略)</p> <p>(9) 鬼無里下水道事業特別会計(平成 20 年度)</p> <p>(監査の結果等)</p> <p>ア 課税売上高の計上年度が不適切(指摘)(報告書 66 ページ)</p> <p>法非適の鬼無里下水道事業特別会計の最終年度の収入未済額は鬼無里下水道事業特別会計の課税売上とすべきであり、移管した翌年度の長野市下水道事業の課税売上としたことは、課税売上の計上年度が異なっており適切ではなかった。</p> <p>平成 20 年度の歳入歳出決算では課税売上高となる使用料について調定額が 33,692 千円、収入済額が 33,138 千円、収入未済額が 553 千円となっている。消費税の課税売上高は消費税法第 60 条第 2 項を適用し、収入済額を基礎に課税標準額を 31,560 千円としている。そして収入未済額は平成 21 年 4 月 1 日付で長野市下水道事業に移管している。長野市下水道事業では平成 21 年度に入金した未済額を長野市下水道事業の課税売上高とみなし消費税の申告をしている。鬼無里下水道事業特別会計の最終年度の収入未済額は平成 20 年度の課税売上とすべきであり、移管した</p>	<p>指摘のとおり、申告内容のうち控除過大調整税額の計算に誤りがあったため、修正申告(平成 24 年 2 月 23 日)するとともに不足税額 1,059,000 円を納付した。</p> <p>(経営管理課)</p> <p>戸隠下水道事業会計の指摘事項アに同じ。</p> <p>(経営管理課)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>長野市下水道事業の平成 21 年度の課税売上とすべきではないと判断される。</p> <p><b>(10) 農業集落排水事業特別会計（平成 20 年度）</b> (監査の結果等)</p> <p>ア 課税売上高の計上年度が不適切（指摘） (報告書 69 ページ)</p> <p>法非適の農業集落排水事業特別会計の最終年度の収入未済額は農業集落排水事業特別会計の課税売上とすべきであり、移管した翌年度の長野市下水道事業の課税売上としたことは、課税売上の計上年度が異なっており適切ではなかった。</p> <p>平成 20 年度の歳入歳出決算では課税売上高となる使用料について調定額が 116,102 千円、収入済額が 111,293 千円、不納欠損額が 111 千円、収入未済額が 4,696 千円となっている。消費税の課税売上高は消費税法第 60 条第 2 項を適用し、収入済額を基礎に課税標準額を 105,992 千円としている。そして収入未済額は平成 21 年 4 月 1 日付で長野市下水道事業に移管している。長野市下水道事業では平成 21 年度に入金した未済額を長野市下水道事業の課税売上高とみなし消費税の申告をしている。農業集落排水事業特別会計の最終年度の収入未済額は平成 20 年度の課税売上とすべきであり、移管した長野市下水道事業の平成 21 年度の課税売上とすべきではないと判断される。</p>	<p>戸隠下水道事業会計の指摘事項アに同じ。 (経営管理課)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>2 企業会計</b></p> <p><b>(3) 下水道事業会計</b></p> <p>(監査の結果等)</p> <p>ア 平成 21 年度の課税区分が適切でない 処理（指摘）（報告書 97 ページ） 雑収入（その他雑収入）で 7 千円不納 欠損処理した下水道使用料の納付額を不 課税として処理しているが課税売上とな り課税区分が適切でない。</p> <p>イ 平成 21 年度の町村合併及び特別会計 統合処理の課税計算が不適切(指摘) （報告書 97 ページ） 信州新町及び中条村の市町村合併及び 法非適の戸隠下水道事業特別会計、鬼無里 下水道事業特別会計、農業集落排水事業特 別会計の特別会計統合に伴う引継未収入 金について受益者分担金 5,227 千円の収 入額を特例的収入として課税売上してい るが、課税の対象外であり課税区分が適切 ではない。また引継未払金の決算額を課税 仕入等として特例的支出として課税仕入 等の区分をしているが課税対象外であり 適切ではない。</p> <p>法非適の戸隠下水道事業特別会計、鬼無 里下水道事業特別会計、農業集落排水事業特 別会計を公営企業会計に引き継ぐ際、これ らの特別会計での使用料の未収入金を引 き継いだ。それぞれの特別会計ではこれら の未収入金に対応する使用料について課 税売上としていなかったため、未収入金の 入金を課税売上とみなし消費税の申告を していた。これらの未収入金はそれぞれの 特別会計における課税売上とすべきであ り、課税年度も平成 20 年度に計上すべ きあり適切な処理ではない。また合併によ り引継いだ信州新町及び中条村からの引 継未収入金の入金も被合併の信州新町及 び中条村が負担すべき課税売上であると 判断できる。引継未払金も同じく平成 20 年度のそれぞれの町村及び特別会計で課税</p>	<p>消費税の課税区分については、職員に周知徹底 を図り適切に処理する。</p> <p>(経営管理課)</p> <p>国又は地方公共団体の会計は、予算決算及び会 計令又は地方自治法施行令によりその歳入及び歳 出の所属会計年度が定められ、これらの規定では 歳入は収納基準により、また、歳出は支払基準に よることとされる等、一般の民間企業とは異なる 会計処理が行われている。</p> <p>監査の対象になった特別会計は、地方自治法の 規定に基づき、上記の特殊な会計処理が行われる 会計であったが、平成 21 年 4 月 1 日に下水道事業 会計へ統合し、地方公営企業法（以下「法」とす る。）の規定が適用された結果、これ以降は発主 義に基づく会計処理が行われている。</p> <p>事業統合に伴い法が適用された特別会計に発生 した未収金の取扱いについては、次のような諸規 定がある。</p> <p>地方自治法施行令第 160 条では「出納閉鎖後の 収入は、これを現年度の歳入としなければならない。」と規定している。</p> <p>また、法施行令第 4 条第 1 項では「法の適用の 日の前日の属する会計年度は、同日をもって終了 し、当該会計年度に属する出納は、その日をもっ て閉鎖し…」と法の適用日前日で当該会計の出納 を閉鎖することが規定されている。</p> <p>したがって、法適用前の会計に係る未収金は、 適用日以降の年度に区分、所属すべきものであり、 さらに、法施行令第 4 条第 4 項では「法の適用の 日の属する会計年度以前の会計年度に発生した債 権又は債務に係る未収金又は未払金は、法の適用 の日の属する事業年度に属する債権又は債務とし て整理するものとする。」と規定されていること から、統合された特別会計の未収金は、法の適用</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>仕入等として計算すべきであり適切ではなかった。</p> <p><b>(5) 戸隠観光施設事業会計</b> (監査の結果等) 庁舎利用権の売却について (指摘) (報告書116～117ページ)</p> <p>収益的収入の中に無形固定資産売却益 29,815,567 円がある。これは、貸借対照表の無形固定資産に記載されている庁舎利用権29,815,567 円を、帳簿価額で一般会計に売却したときの売却額である。</p> <p>平成5年度に戸隠村役場庁舎建設の財源として戸隠村観光施設事業会計(現戸隠観光施設事業会計)から戸隠村一般会計へ 38,000,000 円の貸付を行った。平成5 年度から7 年度までは長期貸付金として処理されている。平成8 年度に一般会計からの貸付金の返済が不可能との判断から、当事業会計で庁舎を利用する応分の分担金(庁舎利用権)として無形固定資産に振り替えた。これは、平成5 年の役場庁舎建設の際、当事業会計も役場庁舎を利用するのであるから、相応の負担をすべきであるとの協議の結果、資金を拠出した経緯による。それ以降、毎年無形固定資産の減価償却を行い、平成21 年度末における資産残高は29,815,567 円である。</p> <p>平成 21 年度から当事業会計の施設運営が指定管理者に移行したことに伴い、当庁舎での当事業会計の事務所利用がなくなった。この現状を踏まえて、一般会計で当該資産を購入するのが妥当との判断から当該資産を購入した。そして、平成 22 年度に一般会計において公有財産の利用権</p>	<p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>日をもって下水道事業会計に発生した未収金とみなし、消費税の経理も同会計で処理されるべきものとする。</p> <p>ただし、前段で指摘された受益者分担金の課税区分は、指摘のとおり誤った経理であり、指摘事項 アと同様、課税区分の判定については厳格な運用に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(経営管理課)</p> <p>庁舎利用権の売却に伴う消費税の確定申告については、記載のとおり課税売上とし、税務署からの指摘をもとに平成23年12月13日付修正申告を行った。</p> <p style="text-align: right;">(観光振興課)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>の売買として、公有財産購入費から支出されている。</p> <p>各年度の会計処理を適正と考えて庁舎利用権の売却と解すれば資産の譲渡にあたる。課税非課税の区分については、消費税法に規定する非課税売上げには該当しないため課税売上げになる。しかし、当事業会計の申告書において庁舎利用権は非課税売上げに区分している。当該資産の売却額を29,815,567円(税込)として計算をやり直すと、当年度の還付額は7,808,445円となり、当初の還付額は9,278,618円であるので、修正申告をして1,470,100円を納付する必要がある。</p> <p>この件については申告後、税務署より、庁舎利用権は実態がないため資産の譲渡とはみなされないため、一般会計からの繰入金とみなし、不課税の特定収入(使途不特定)であるとの指摘があった。特定収入として消費税計算をすると、約550万円を納付することになる。最終的には、当事業会計では、庁舎利用権の売却は無形固定資産の売却(課税売上げ)と解して修正申告を行い、1,470,100円を納付した。</p>	

## 措置の通知書

平成 23 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>3 法人</b></p> <p><b>(2) 長野市土地開発公社</b></p> <p>(監査の結果等)</p> <p>ウ 篠ノ井駅西口臨時駐車場他に係る収入の消費税等の取扱いについて（指摘） (報告書 128 ページ)</p> <p>当公社は篠ノ井駅の西口に所有する土地について、契約により自動車等の保管場所として賃貸している。これに係る収入は、土地の貸付として消費税法上の非課税扱いを採用しており、その根拠として、地面の整備及びフェンス、建物の設置等がなされていないとのことであった。</p> <p>しかしながら、現場写真を確認すると、トラロープによる区画分けの実施、駐車区画番号を表示したプレートの設置、フェンス等の確認ができる。フェンス自体は、当該土地を取得した時点から設置されていたようであるが、これらを総合的に判断すると、土地の貸付ではなく、施設の貸付に該当すると思われ、消費税法の非課税処理は不適切であり、課税売上と区分されるべきと判断した。</p>	<p>国税庁の消費税法基本通達第 6 章非課税範囲第 1 節土地等の譲渡及び貸付関係では、「事業者が駐車場として土地を利用させた場合において、その土地につき駐車場としての用途に応じる地面の整備又はフェンス、区画、建物の設置等をしていないときは、その土地の使用は、土地の貸付に含まれる。」としている。</p> <p>当駐車場は、地面の整備及びフェンス、建物の設置がされていないため、「土地の貸付け」に該当すると解釈していたことから、課税対象としなかった。</p> <p>しかし、地面の整備がされていなくても、トラロープによる区分け、区画番号の表示プレートの設置が施されている場合は課税との判断であるので、平成 23 年度契約分からは課税対象として取り扱うことで改善を図った。</p> <p>(都市計画課、長野市土地開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>(10) 社団法人長野市農業公社</b> (監査の結果等)</p> <p>ア 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算過程が適切ではない処理（指摘） (報告書 177 ページ)</p> <p>上記特定収入の内、長野市補助金59,273千円について確定申告では農作業支援事業のトラックレンタル料907千円と農地保有特別対策事業の保全管理委託料他756千円を課税仕入れ等にのみ使途が特定されている部分の金額(課税仕入れ等に係る特定収入の額)としている。派遣職員等の給与人件費に含まれる通勤費1,223千円については課税仕入れ等に係る特定収入の額とすべき金額と判断される。特定収入は9,986千円、その内課税仕入れ等に係る特定収入の額は2,886千円となる。</p> <p>以上の結果、これを受け再計算の結果平成22年度は348,500円、平成21年度は61,100円過少申告額となっていたため社団法人長野市農業公社において速やかに修正申告を行なった。</p>	<p>記載のとおり既に修正申告を行っており、改善済みである。</p> <p>(農業政策課、長野市農業公社)</p>